

鳥取市シカ被害対策省力化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市シカ被害対策省力化支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市の皆伐再造林を推進するため、造林地におけるシカ被害対策に係る省力化及び森林管理者等の負担軽減を図り、もって本市林業の振興に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1項に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第2項に掲げる者とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金の額は、シカ防護柵の点検・維持管理を実施した延長に、別表第4項に掲げる単価（以下「補助単価」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）以下とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から34日以内に行うものとする。

(交付決定前の着手)

第8条 補助対象事業の着手は、原則として、交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、市長が別に定める日までに本補助金の交付申請が行われるものに限り、補助金交付決定前に着手することができる。

2 前項のただし書により事業に着手したものについては、申請年度の4月1日から交付決定の日までの間に実施した事業を本補助金の対象とすることができる。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額又は3割以上の減額を伴う変更以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第11条 規則第12条に規定する実績報告は、本補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号

及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第12条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(補助事業者の遵守事項)

第13条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、本事業で実施するシカ防護柵の点検・維持管理に係る作業日報を整備すること。

2 別表第1項第1号の事業を実施した箇所については、シカ被害対策省力化に係る検証等を行う予定があるため、本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、森林以外の用途に転用等しないこと。

(調査等への協力)

第14条 補助事業者は、補助対象事業で収集した資料等を提出するなど、県又は市が実施するシカ被害対策調査及び分析に協力すること。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月26日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 補助対象事業	鳥取市シカ被害対策省力化支援事業	
	(1) シカ防護柵の点検・維持管理	(2) シカ防護柵の撤去・廃棄
2 事業実施主体	森林組合等の森林経営の受託者	
3 補助対象経費	シカ防護柵の点検・維持管理に要する経費	森林管理者の責によらない原因により利用不可能となったシカ防護柵の撤去、廃棄に要する経費
4 補助単価	定額	
	点検管理 1 km 当たり巡視 1 回につき 1 万 5 千円。ただし、4 回を上限とする。	シカ防護柵 1 km 当たり 25 万円
5 補助要件	・国庫補助事業の対象とならない取組みであること。 ・健全な森林の造成及び保全を目的として、国庫補助事業により設置したシカ防護柵であること。 ・シカ防護柵により保護する植栽木の林齢は 2 齢級以下であること。 ・点検・維持管理の省力化に取り組むものであること。	・ 1 施行地の事業量が計 0.01km 以上であること。 ・健全な森林の造成及び保全を目的として、国庫補助事業により設置したシカ防護柵であること。 ・全損したシカ防護柵であること。

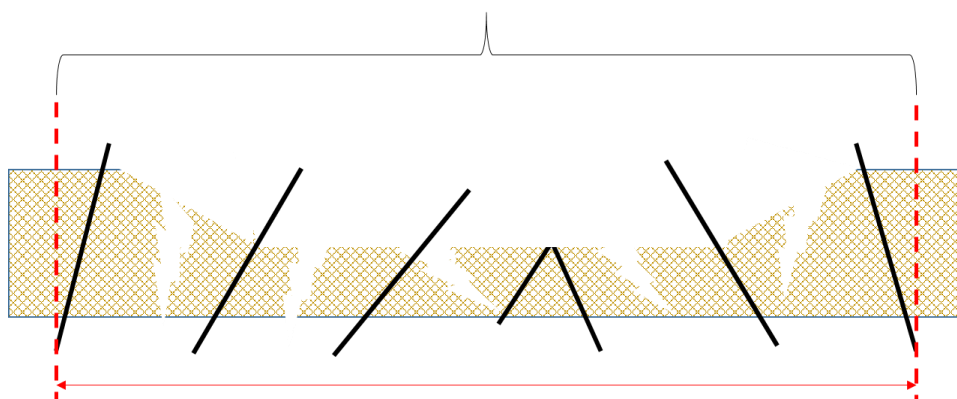
（注 1）シカ防護柵の点検・維持管理

点検・維持管理の省力化にあつては、優良事例や専門家の意見等も参考にして効果のある方法を検討すること。

（注 2）シカ防護柵の撤去・廃棄

- 1 全損とは、防護ネット等が再利用できない状態になった場合をいう。
- 2 森林管理者の責によらない原因とは、暴風、大雨、大雪等の気象要因や野生鳥獣に起因するもの等をいう。
- 3 シカ防護柵の廃棄に当たっては、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）を遵守すること。
- 4 以下の森林に設置したシカ防護柵については、補助事業の対象としない。
 - ・国有林（国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 10 条第 1 号に規定する分収林である森林をいう。）
 - ・県営林（鳥取県が所有権又は地上権を有する森林をいう。）
 - ・市町村営林（市町村が所有権又は地上権を有する森林をいう。）
 - ・国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターの分収林

【参考】 全損部分



※全損したシカ防護柵の撤去・廃棄に係る補助対象延長は、被害が発生した箇所の支柱の根本まで

鳥取市シカ被害対策省力化支援事業計画（報告）書

1 取組内容

（シカ防護柵の点検・維持管理の場合は、省力化に係る工夫点等を具体的に記載してください。）

2 実施計画（報告）

別紙のとおり

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

年 月 日

4 添付資料

（1）施行状況写真（報告書提出時のみ）

- ・シカ防護柵の補修がある場合は、作業の前後の状況を撮影すること。
- ・シカ防護柵の撤去・廃棄については、作業の前後がわかる全景写真を撮影すること。
- ・電磁的記録媒体による提出も可とする。

（2）シカ防護柵の撤去・廃棄については、廃棄したことを証する書類

(1)実施計画(報告)

事業実施箇所	造林地 面積 (ha)	植栽年度	対象防護柵				点検管理等の内容			点検管理等の結果 (報告書提出時のみ)		補助金 (円)	備考
			種別	設置年度	設置事業	延長 (km)	予定(実施)日	回数	出役人員 (人・日)	補修の 有無	破損状況・補修内容 (補修無の場合は記載不要)		
(記載例) 鳥取市○○○◇◇番地	4.50	R○年度	ネット柵	R○年度	農山漁村地域整備 交付金	1.534	8月23日、9月12日、 12月10日、3月5日	4	2・3	有	・崩土、倒木によるネットの破損○か 所。補修用ネットを接ぎ当てた。 ・積雪によりネットのたるみが○m生じて いたので、張り直した。	92,040	
合 計													

- (注) 1 事業実施計画箇所毎に記載し、必要に応じて行を追加すること。
2 事業実施箇所は、市町村、大字、字、地番を記載すること。複数地番に跨る場合は、代表地番を記載すること。
3 面積は小数第2位まで(小数第3位を四捨五入)記載すること。
4 シカ防護柵の延長は小数第3位まで(1m未満切捨て)記載すること。
5 出役人員(人・日)は点検・補修の実作業に要した延べ人員数(小数第1位まで(小数第2位を四捨五入)算出)を記載すること。

(2)取組の評価・改善点(報告書提出時のみ)

(1) 実施計画(報告)

事業実施箇所	造林地 面積 (ha)	植栽年度	対象防護柵				廃棄・撤去の内容			補助金 (円)	備考
			種別	設置年度	設置事業	延長 (km)	補助対象延長 (km)	廃棄理由	廃棄方法		
(記載例) 鳥取市○○○◇◇番地	0.31	R○年度	ネット柵	R○年度	農山漁村地域整備交付金	0.224	0.110	積雪による支柱の折れ及び防護ネットの損傷で、再利用できなくなったため	廃プラは産業廃棄物処分	27,500	
合 計											

- (注) 1 事業実施箇所毎に記載し、必要に応じて行を追加すること。
 2 事業実施箇所は、市町村、大字、字、地番を記載すること。複数地番に跨がる場合は、代表地番を記載すること。
 3 面積は小数第2位まで(少数第3位以下切捨て)記載すること。
 4 延長は小数第3位まで(少数第4位以下切捨て)記載すること。

様式第2号（第6条、第11条関係）

鳥取市シカ被害対策省力化支援事業収支予算（決算）書

1 収支予算（決算）

（1）収入

（単位：円）

事業区分	予算区分	予算額	（決算額）	（増減額）	備 考
シカ防護柵の 点検・維持管理	補助金				
	負担金				
	計				
シカ防護柵の 撤去・廃棄					
	計				
合 計					

（2）支出

（単位：円）

事業区分	予算区分	予算額	（決算額）	（増減額）	備 考
シカ防護柵の 点検・維持管理					
	計				
シカ防護柵の 撤去・廃棄					
	計				
合 計					

2 他の補助金の活用の有無

他の補助金の活用の有無	備考

※ 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを記載すること。

※ 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先を備考欄に記載すること。